

【質問】新型コロナウイルスによる肺炎が「指定感染症」になりました。詳しく教えてください。

(46歳、会社員)



## 指定感染症

【回答】感染症の危険度は、感染が広がる強さ(感染力)と症状の重さ(病原性)の二つで決まります。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」では、これに基づく総合的観点から危険度を5段階(1〜5類)に分類しています。

1類感染症は危険性が最も高く、入院や消毒などの措置が義務付けられるのに対し、5類は発生状況の把握にとどまります。分類

## 一定期間必要な措置

のような感染症を「指定感染症」として一定期間、1〜3類感染症と同様の措

## 新型コロナウイルス、適切な行動を

にに応じて必要な措置を取ることで、感染症の発生を予防し、まん延を防止する規定を定めています。

置を行うことができると定めています。感染が長引くようであれば、改めて1〜5類のいずれかに振り分けられることとなります。

今回、中国で発生した新型コロナウイルスは2月1日、政府が指定感染症にする政令を施行しました。患者には、感

染症指定医療機関への強制入院や隔離措置が取られなくなります。診断した医療機関には、保健所や行政への届け出義務があります。患者への接触者の調査も法的根拠に基づき行われます。

一方、急激な感染拡大により、指定医療機関に患者が集中し過ぎて医療機関の負担が大きくなったり、誤った情報で患者や接触者への人権侵害問題が起きたりといった、予期せぬ問題が発生し、社会全体がパニックに陥ることが危惧されます。

(県医師会)

### 質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。